

公告

令和5年度警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年6月22日

山梨県公安委員会

委員長 高橋 英尚

1 講習の種別、実施日時及び実施場所

(1) 講習の種別及び実施日時

ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習で3（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規2号講習」という。）。

令和5年11月16日（木）から11月24日（金）まで（土・日曜日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る講習で3（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規3号講習」という。）。

令和5年7月24日（月）から7月31日（月）まで（土・日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

ウ 法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習で3（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加1号講習」という。）。

令和5年8月29日（火）から9月1日（金）まで（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務に係る講習で3（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加4号講習」という。）。

令和5年9月14日（木）から9月15日（金）まで（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 実施場所

各講習とも 甲府市宝一丁目21番20号 NOSAI会館2階

2 受講定員

新規2号講習 15人

新規3号講習 5人

追加1号講習 5人

追加4号講習 5人

3 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規2号講習及び新規3号講習

- ア 最近5年間に受講を希望する警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加1号講習及び追加4号講習

受講を希望する警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記（1）のアからオのいずれかに該当する者

4 受講手続

(1) 事前受付手続

ア 事前受付の方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全企画課許認可管理室（受付電話055-223-7015）宛に事前に申込みを行い、受付番号を取得すること（電話1本につき一人の受付とし、受付電話以外での受付は行わない。）。

イ 事前受付期間

次に掲げる講習の種別ごとに行う。

なお、先着順に受け付け、事前受付期間内であっても、受付人員が定員に達した場合は受け付けない。

(ア) 新規 2 号講習

令和 5 年 10 月 26 日（木）及び 10 月 27 日（金）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

(イ) 新規 3 号講習

令和 5 年 7 月 3 日（月）及び 7 月 4 日（火）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

(ウ) 追加 1 号講習

令和 5 年 8 月 8 日（火）及び 8 月 9 日（水）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

(エ) 追加 4 号講習

令和 5 年 8 月 24 日（木）及び 8 月 25 日（金）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

(2) 受講申請手続

前記（1）の事前受付手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申請を行うこと。

ア 受講申請期間

(ア) 新規 2 号講習

令和 5 年 10 月 31 日（火）から 11 月 2 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

(イ) 新規 3 号講習

令和 5 年 7 月 10 日（月）から同月 12 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

(ウ) 追加 1 号講習

令和 5 年 8 月 14 日（月）から同月 16 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

(エ) 追加 4 号講習

令和 5 年 8 月 29 日（火）から同月 31 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

イ 申込書類の提出先

申込人の住所地を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、山梨県内の最寄りの警察署）に提出し、（1）のアで取得した受付番号を申告すること。

郵送による申請は受け付けない。

ウ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

- (イ) 写真（申込前6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚
- (ウ) 受講対象者のいずれかに該当することを疎明する次の書面
 - a 3（1）アに該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - b 3（1）イに該当する者
1級検定に係る合格証明書の写し
 - c 3（1）ウに該当する者
2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
 - d 3（1）エに該当する者
旧1級検定に係る合格証の写し
 - e 3（1）オに該当する者
旧2級検定に係る合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
- (エ) 追加1号講習を受講しようとする者は、資格者証又は修了証明書の写し
- (オ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

エ 受講手数料

受講申込書の提出時に講習の種別に応じ、それぞれ次に定める金額の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料については、いかなる理由があつても返還しない。

- (ア) 新規2号講習 38,000円
- (イ) 新規3号講習 38,000円
- (ウ) 追加1号講習 23,000円
- (エ) 追加4号講習 10,000円

5 講習の委託

講習は、一般社団法人山梨県警備業協会に委託して行う。

6 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法による修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習初日は、新規2号講習及び新規3号講習にあつては、午前9時から午前9時30分までに、追加1号講習にあつては、午前8時30分から午前8時50分まで

に受付を済ませること。

- (2) 受講に際しては、筆記用具を持参すること。また、新型コロナウイルス感染症防止対策として、必ずマスクを着用すること。
- (3) 発熱者及び体調不良者等については、受講を認めない場合がある。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、講習を中止する場合がある。
- (5) 講習についての質疑等は、平日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に山梨県警察本部生活安全企画課許認可管理室（電話055-221-0110内線3042）に問い合わせること。